

2017年度民事訴訟法・解答例

第1 小問(1)

- 1 裁判所は立退料の支払との引換給付判決をすることが考えられる。
- 2 もっとも、Yは、更新拒絶の正当事由が存在することを認めている。とすれば、無条件の請求認容判決をすべきではないか。正当事由の存否の自白は、請求の当否の判断の前提をなす先決的な権利・法律関係についての自白である。そこで、かような権利自白に裁判所拘束力が認められるか問題となるも、否定すべきである。法の適用は裁判所の職責であるし、法律の素人である当事者の法律的判断を過度に尊重すれば、かえって当事者間の公平・裁判の公正を害する危険があるからである。
よって、無条件の請求認容判決をすべきことにはならない。
- 3 もっとも、XYともに、立退料の支払を申し立てていない。となると、引換給付判決を下すことは、246条に反し許されないのでないか。
同条の趣旨は、原告の意思の尊重と被告の不意打ちを防止にある。そこで、同条に反するか否かは、原告の意思に反するか、被告の不意打ちとなるかで判断すべきである。本件では、Xとしては、合理的な範囲の金額であれば立退料を支払ってでも明け渡してもらいたいと考えるのが通常であり、引換給付判決をすることはXの意思には反しない。また、Yとしても全面敗訴があり得ることから、引換給付判決は不意打ちにならない。
よって、引換給付判決を下しても246条には反しない。
- 4 もっとも、XYともに、立退料の支払については何の主張もしていない。
となると、引換給付判決を下すことは弁論主義に反するのではないか。
弁論主義の第一テーゼとして、裁判所は、当事者の主張しない事実を判決の基礎としてはならない。そして、弁論主義の趣旨は当事者に対する不意打ち防止にあるから、ここにいう「事実」とは主要事実をいうと解すべきである。また、正当事由のような規範的要件における主要事実は、当事者の攻撃防御が集中するその評価根拠・障害事実であると解すべきである。立退料の支払は正当事由存在の評価根拠事実であるから主要事実にあたり、XYともに立退料の支払については何の主張もしていないのに引換給付判決を下すことは、弁論主義に反する。
- 5 よって、裁判所は、請求棄却判決をすべきである。

●最判昭 30.7.5 【百選55】。なお、出題趣旨は「権利濫用…の主張について自白（権利自白）が成立するか」と述べているが、誤記と思われる

●最判昭 46.11.25 【百選75】は、格段の相違がない範囲での立退料の増額を認めている

第2 小問(2)

1 裁判所は請求認容判決をすることが考えられる。しかし、請求認容判決をすることは、甲地の明渡しに至るまでの賃料相当損害金月額 20 万円の請求を認容する前訴確定判決の「既判力」（114 条 1 項）に反しないか。

既判力は、前訴確定判決の判断内容に矛盾抵触する主張・判断を排斥する機能を営み、「主文に包含するもの」（同項），すなわち訴訟物の存否に生じる。そうすると、前訴確定判決の既判力は、賃料相当損害金月額 20 万円の存在について生じているから、後訴における請求認容判決はこれに矛盾抵触し、許されないのが原則である。

2 もっとも、かかる原則を貫くと、原告の救済の途を閉ざすおそれがある。

そこで、原告を保護する法律構成が問題となるも、前訴の請求権も後訴の請求権も同一の原因から発生したものであるから、一部請求の問題として考えるべきである。そして、一部請求訴訟における前訴の訴訟物は、明示がある限り、当該明示された部分に限定されると解する。試験訴訟を認める必要や、訴訟外で債権の分割行使が認められていることとの均衡を図る必要があるし、明示を要求すれば、被告に対して防御上の不利益が生じることを可及的に防ぎ得るからである。また、明示は上記弊害に対応するためのものであるから、前訴においては残部請求をすることが期待できず、当事者もその点を既判力による確定の対象としていなかったことが明らかであるような場合には、明示があったものと同視してよい。

本件では、前訴において、相当賃料額の認容額が適正賃料額に比較して不相当となるに至った場合に生ずべきその差額に相当する損害金について主張立証することは不可能であるから、これを請求から除外する趣旨のものであると解するのが当事者間の合理的意思に合致するのであって、前訴においては残部請求をすることが期待できず、当事者もその点を既判力による確定の対象としていなかったことが明らかである。したがって、前訴において、訴訟物の範囲を賃料相当損害金月額 20 万円の範囲に限る旨の明示があったものと同視できる。よって、前訴の訴訟物の範囲は当該部分に限られるから、請求認容判決は前訴確定判決の既判力に矛盾することはない。

3 以上より、裁判所は請求認容判決をすべきである。

以上

●最判昭 61.7.17 【百選 83】。なお、既判力の時的限界の問題とする立場（基準時後の新たな事由に該当するものとして捉える）もある